陳情第1号

庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金の自粛について

令和5年5月16日受理

近年、全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘・配達・集金が許可なく行われていることが問題となっており、新聞、月刊誌等の各種メディアで報道されています。

その中で、職員アンケートを実施した川崎市役所の実例が報告されていますが、 しんぶん赤旗などの政党機関紙を、あまりに多くの管理職等の職員が購読している (させられている)ことに驚愕しました。特に、議員に勧誘され、「購読しなけれ ばならないというような圧力を感じた」と答えた職員が8割近くに上ったという結 果は、極めて深刻な状況です。新聞報道によると、全国の自治体でも川崎市と同様 の事例がたくさんあるようです。

庁舎内において、議員による職員に対するパワーハラスメントなどあってはなりません。ところが、全国の複数の自治体において「心理的圧力を感じた」「断れないので有料購読している」という実情が報じられていることから、秋田市役所においても、政党機関紙の勧誘・配達・集金行為に関する現状把握とルールをいま一度明確にするとともに、庁舎内の政治的中立性を疑われるような行為は慎み、読みたい職員は自宅を配達先にするなど、住民の不安を解消していただきたいと思います。つきましては、下記事項について実施するよう陳情いたします。

記

- 1 住民の不安を解消するために、庁舎管理規則における禁止事項、庁舎内販売等の規定を遵守し、住民の大切な個人情報を預かる執務室内に許可なく立ち入り、 政党機関紙の勧誘・配達・集金が行われないようにすること。
- 2 政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではないが、読み たい職員は自宅を配達先とし、住民に誤解を与えないようにする旨を職員に通達 するなど指導を徹底すること。
- 3 職員が声を上げにくく問題が放置されてきた実情を踏まえ、庁舎内で勧誘された、その際に心理的な圧力を感じたという実態がないかを確認、調査すること。
- 4 職員が議員による政党機関紙の勧誘に圧力を感じている事実が明確ならば、それはパワーハラスメントに当たり、職員が勧誘を拒否したり、購読をやめたりした場合、不当な嫌がらせを受けないか不安に思う職員もいるようであることから、声を上げにくい職員のために、職員の相談窓口を設置、あるいは明示するなどの対応を行うこと。

陳情第2号

所得制限を設けない高校卒業までの医療費窓口負担の完全無料化の実施について

令和5年5月26日受理

この春から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に変更となりましたが、全く感染の心配がなくなったわけではなく、依然として感染拡大の不安を抱えています。同感染症が5類に変更となったことで行動の規制が緩和され、かなりの経済効果があると見込まれています。

しかしながら、私たち市民の生活は相変わらず、賃金は上がらず、年金も実質下 げられている中、物価高騰が続いています。また、令和5年6月からは電気料金の 値上げも実施されます。

総務省が令和5年4月に発表した人口推計によると、秋田県は今年も人口増減率、 出生率ともに全国最下位でした。コロナ禍前から問題になっていた少子化もさらに 拍車がかかっています。生活全般にわたっての生活必需品の物価高騰は、子育て世 帯に貧困と格差を広げ、経済的に困難な家庭の増加を招いています。

子供は、成長過程で病気やけがなど、多くの医療機関と関わりながら育っていく ものです。日々の生活に精一杯で、子供の健康が犠牲になるということは、あって はならないことです。

そのような中、高校卒業まで子供の医療費窓口負担を無料化にする自治体が全国で大きく広がってきました。令和5年8月からは秋田市でも高校生までの医療費の無料化が実施されることになりました。願いがかなったと思ったものの、実際には所得制限により対象とならなかったり、対象となる家庭でも完全無料化とはならず、それぞれの窓口で1,000円を支払わなければならないという形での実施となります。現在、秋田県内で18歳までの医療費窓口負担の完全無料化を実施していないのは、秋田市を含め3自治体のみとなっています。

住んでいる地域によって、子供の命や健康に格差が生じているのです。どこに生まれ、どこに住んでいても、全ての子供に必要な医療が平等に保障されるべきです。 子育て世帯が医療費の心配をすることなく、安心して我が子を育てることができるということは、若い人たちへの心強い政策です。

つきましては、秋田市で子育てできてよかったと思ってもらえるよう、秋田市も 秋田県内の他の自治体と同様に、所得制限を設けない高校卒業までの医療費窓口負 担の完全無料化を実施してくださるよう陳情いたします。

陳情第3号

豊かな学びの実現、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担割合引上げに 関する意見書の提出について

令和5年5月29日受理

学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増などの教職員定数改善が不可欠です。

令和3年のいわゆる義務教育標準法の改正により、公立小学校の学級編制の標準は段階的に35人に引き下げられているものの、今後は、公立小学校にとどまることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制の標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

秋田県においては、厳しい財政状況の中でも、一人一人の子供に教職員の目を行き渡らせるため、独自の少人数学級を実施しているところですが、豊かな子供の学びを保障するための財源は、本来国が負担するべきと考えます。

つきましては、令和6年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、国 会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

記

- 1 子供たちの教育環境改善、教職員の働き方改革及び長時間労働是正のために、 加配教員の増員や少数職種の配置増などの教職員定数改善を推進すること。また、 中学校・高等学校における35人学級を実施すること。
- 2 自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、十 分な加配措置を行うこと。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担割合を引き 上げること。
- 4 教職員の新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲を持って働くことができるよう、教職員の待遇改善に必要な財源措置を講ずること。
- 5 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成バランスの確保等の観点を十分に考慮 し、全ての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、 加配定数措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。

地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

令和5年5月29日受理

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展に伴う子育て、医療・介護などの社会保障制度の整備、また、人口減少下における地域活性化策、脱炭素化を目指した環境対策、行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス感染症や近年多発している大規模災害への対応にも迫られています。これらに対応するための地方財政について、政府は経済財政運営と改革の基本方針2021(骨太方針2021)において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すことが必要です。

つきましては、下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

記

- 1 社会保障の維持・確保、防災・減災、脱炭素化対策、地域活性化に向けた取組、 デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを 支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講ずること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自立的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象とした国税から地方税への税源移譲など、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の確保や感染症対応 業務のみに限定しない、より全体的な保健所体制・機能の強化のため、その他の 新型コロナウイルス感染症対応事業や地域経済の活性化まで踏まえ、引き続き十 分な財源措置を図ること。

- 5 まち・ひと・しごと創生事業費として確保されている1兆円については、持続 可能な地域社会の維持・発展に向けて恒久的な財源とすること。また、同規模の 財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。
- 6 会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、地方自治体に対して十分な指導を行うこと。
- 7 デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化に向け、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。
- 8 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める地方公共団体への譲与額 を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。
- 9 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講ずること。

陳情第5号

物価高騰に見合う生活保護基準の緊急な引上げを求めること に関する意見書の提出について

令和5年6月5日受理

昨年の物価値上げが2万5,768品目もあったと報道される中、さらに、東北電力では、今月から契約電流30アンペア、月使用電力量260キロワットの家庭の電気料金が、平均で26.27%、月額2,110円の値上げとなります。

また、小麦粉の値上げの影響を受けたパン製品・カップ麺のほか、のり、つゆ・たれ、わさびなどの香辛料、カレールウなど、新たに3,575品目もの値上げが予定され、昨年を上回る年間3万品目を突破することが確実な情勢となっています。

このような情勢の中で、多くの市民が生活を圧迫され、悲鳴を上げています。特に、生活保護基準は、国民の健康で文化的な最低限度の生活を営む上での生活基準であり、かつ、最低賃金や非課税基準、国民健康保険税などの各種減免基準、就学援助制度など、国や地方自治体の独自制度の多くの適用基準と連動しています。

ところが、この生活保護基準が急激な物価高騰に追いつかないものとなっており、 早急に物価高騰に見合う水準への基準引上げが求められています。

つきましては、物価高騰に見合う生活保護基準の緊急な引上げを求めることについて、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。